

番号	項目	質問	回答
<b>1. 支援対象の範囲について</b>			
1-1	事前着手	先端半導体の生産施設整備のために、認定取得前から発注・契約を行った場合、事前着手分についても補助金を受けることは可能ですか。	本法律に基づく助成は、原則、認定取得後、NEDOへの交付申請を行い、交付決定された日以降に発生（発注・契約）した経費が対象となります。ただし、事業の緊急性に鑑みて、法に基づく認定以前に着手した分の補助対象経費についても、計画の実施に当たって当該着手の緊要性が認められるもの、例えば代替可能性の低さや納入・施工が長期化している等の理由により、整備に一定期間を要することから、特定半導体の安定供給確保に影響を生じさせないために早期の発注等が求められるものに限り、例外的に最大限遡って令和3年度補正予算については法律の成立日（2021年12月20日）、令和4年度第2次補正予算については当該予算成立日（2022年12月2日）、令和5年度補正予算については当該予算成立日（2023年11月29日）、令和6年度補正予算については当該予算成立日（2024年12月17日）まで遡って対象経費として認められる場合があります。事前着手分を対象経費に含めることを希望する事業者におかれましては、事前着手分についても、助成を行うNEDOの補助金のルールに従った手続き（下記 URL ご参照）が求められますので、十分ご注意ください。（※特に「IV 経理処理について」（P.27 以降）をご確認ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100930829.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100930829.pdf</a> なお、事前着手を行った場合には、認定申請の際に「事前着手説明書」の提出が必要になるため、ご注意ください（詳しくは「事前着手説明書」の項目をご確認ください）。
1-2	対象となる施設・設備	先端半導体の生産施設の敷地内に、倉庫や食堂、テニスコートといった施設や、事務用PCや自動販売機といった設備など、半導体の生産とは直接関係しない施設・設備を設置することを予定していますが、これらも支援の対象となりますか。	今回支援対象となるのは半導体の生産に関係する施設・設備です。生産活動に欠かせない施設や設備については、対象として含めますが、生産活動に必須とは認められない附帯施設や設備等は対象に含むことはできません。認定を申請するにあたって判断に迷うものがあれば、経済産業省までご相談ください。

番号	項目	質問	回答
<b>2. 認定申請の方法について</b>			
2-1	申請手続きについて	特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けたい場合は、どうすればいいですか？	特定半導体生産施設整備等計画の認定申請書（様式第十三）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省商務情報政策局情報産業課に、申請書類を提出してください。ご不明点があれば、経済産業省商務情報政策局情報産業課までお問い合わせください。
2-2	対象事業について	どのような事業が、特定半導体生産施設整備等計画に係る認定制度の対象となりますか？	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令」第2条の規定を満たす特定半導体の生産施設を整備及び当該生産施設における生産を行い、また、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針」に定める要件を満たす事業が、対象となります。
2-3	日本語以外での書類	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類でよいですか。	認定申請書は日本語での記載をお願いします。 なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくようお願いします。
2-4	変更認定と軽微な変更	計画の変更をしたいときに、事前に変更認定申請が必要な場合と、軽微な変更として事後的な届出でよい場合と、どのようなケースがどちらに当てはまるのか、具体的に知りたいです。	ケースを例示します。その他のケースについては、経済産業省までご相談ください。 ①事前に変更認定申請が必要な場合 ・特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望する場合 ・安定的な生産に関する変更を行う場合（生産する半導体の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等） ②軽微な変更として事後的な届出でよい場合 ・特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金の額を増額し、かつ、当該資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望しない場合
2-5	共同申請の場合の申請書の記載方法	2以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。	共同申請を行う場合には、それぞれの事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書は、それぞれの事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。 なお、代表申請者に特定半導体の生産実績がなく、代表申請者が認定計画に基づく事業が実施できなくなった場合に代わりに計画の実施を行うこととしている共同申請者については、自身で計画を作成する必要はありませんが、「1 名称等」への記載に加えて、以下の書類を提出するようにお願いします。 ①代表申請者との資本関係を示す資料 ②代表申請者が計画に基づいて行う事業が実施できなくなった場合に当該事業を引き継いで実施する又は特定半導体の生産を代わりに行うことができる旨の誓約書 ③添付書類
2-6	継続生産	継続生産について、いつを起算点にすればよいですか。	申請書に記載している生産能力が確保できる日を記入してください。
2-7	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	所有関係及びガバナンスの透明性の確保に適合していることを示すためには、どうすればよいですか。	以下の資料を提出してください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
2-8	国際的に受け入れられた基準の遵守	国際的に受け入れられた基準とはどのようなものですか。	全ての申請事業者が、以下に例示するような国際的な基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む）に反する行動をとっていないことを確認してください。 ✓ 国連決議 ✓ 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約 等
2-9	外国の法的環境等の影響	外国の法的環境等による特定半導体生産施設整備等の適切性への影響について、何を提出すればよいですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により特定半導体生産施設整備等の適切性が影響を受けない理由を説明する資料を提出してください。

番号	項目	質問	回答
2-10	サイバーセキュリティ①	「生産施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する対策」に適合していることを示すためには、どうすればよいですか。	<p>それぞれ、以下の事項を示す資料（【 】内に記載）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティに関するリスクを経営リスクの一つとして位置付け、特定半導体生産施設整備等に関わる、平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること【体制、役割分担に関する説明資料】</li> <li>・特定半導体生産拠点整備等を円滑かつ確実に行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること【規程】</li> <li>・サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること【配置している資格等保有者のリスト】</li> <li>・PDCAサイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること【ISO27001 認定書若しくはそれと同等のチェックを行ったことの証明】</li> <li>✓ サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること</li> <li>✓ 定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること</li> </ul>
2-11	サイバーセキュリティ②	「生産を行う特定半導体のサイバーセキュリティの確保に関する対策」に適合していることを示すためには、どうすればよいですか。	<p>以下の事項を示す資料（【 】内に記載）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回路設計ツールや製造装置の制御ソフト等への不正プログラム等による回路設計の変更や情報の窃取等が行われないよう、外部委託や他社製品の調達がある場合は、サプライチェーンリスク対策として講じている対策を示すこと【サプライチェーンリスク対応のために講じている対策の説明】</li> </ul>
2-12	サプライチェーンを含む必要な生産能力確保	サプライチェーンを含む必要な生産能力確保に関する計画を整備しているかは、どう判断すればよいでしょうか。	申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえたうえで、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、この証明のために、必要な書類の提出を求める場合があります。
2-13	人材確保に関する取組	人材確保に関する取組を行っていることを示すためには、どうすればよいですか。	適切に生産を行うために必要な人材・人員数の考え方についての説明を記載してください。また、人材確保に向けた人材育成に関する取組等を行っている場合には、その内容についての説明も記載してください。
2-14	実施体制	4 特定半導体生産施設整備等の実施体制にはどのような内容を記載すればよいですか。	整備・生産それぞれの実施体制（共同申請者間の連携体制を含む。）について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数を明記してください。
2-15	資金の区別	認定申請書の様式第13の中で、 （イ）特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金 （ロ）整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金 を書き分ける必要がありますが、どのように区別すればよいですか。	<p>（イ）には、土木・建設工事費、生産活動に欠かせない設備の購入費が含まれます。 （ロ）には、（イ）に含まれないものが全て含まれます。 ※土地取得や土地賃借料については、（イ）に含むことはできません。 ※ただし、生産施設として生産施設と関係があると認められない附帯施設や設備等は、いずれにも含むことはできません。</p>
2-16	特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法①	政府系関係金融機関から運転資金の借入れを予定している場合、様式第十三5「特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法」にどのように記入すればよいですか。	政府系関係金融機関から運転資金（クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用を含む。）を含む借入れを予定している場合は、様式第十三5「特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法」のうち、（ロ）「整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金の額及びその調達方法」に、運転資金であることが分かるように記載してください。

番号	項目	質問	回答
2-17	特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法②	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）及び株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）を希望する場合、様式第十三 5「特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法」にどのように記入すればよいですか。	ツーステップローン及び株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）を希望する場合には、様式第十三 5「特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法」のうち、（ロ）「整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金の額及びその調達方法」の「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのが分かるように明示してください。 【様式十三 5（ロ） 政府系金融機関からの借り入れ 記載例】 100（ツーステップローン） 20（低利融資）
2-18	共同申請の場合の特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法	共同申請の場合、様式第十三 5「特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及び調達方法」にどのように記入すればよいですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
2-19	認定後の希望支援措置の追加	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定特定半導体生産し整備等計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることとなります。 ※変更に必要な手続きは、「2-2 変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。
2-20	設備リスト及び金額の算出根拠	認定申請書の様式の中で、「導入予定の設備リスト及び金額の算出根拠を提出すること」とあるのは、どのようなリストや資料を提出すればよいですか。	各設備について、年度、所要金額、種類（指針に規定する設備区分）、設置場所等を提出いただく必要があります。認定を申請するにあたって、設備リストや算出根拠の記載にご不明点があれば、経済産業省までご相談ください。 なお、算出根拠については、NEDOによる助成金を希望する場合、設備の具体的な金額の妥当性等は、認定取得後に行っていたくNEDOへの交付申請の段階で精査されることとなります。認定申請においては、競争見積（2者以上の相見積）を行うなど、NEDOの経費計上のルールを理解し、当該ルールに則った契約等を行うことを確認します。
2-21	事前着手説明書	事前着手を行ったのですが、事前着手説明書はどのような資料を提出すればよいですか。	別紙1に事前着手説明書の資料イメージを掲載しますので、参考にしてください。
2-22	情報管理体制	情報管理体制確認票とはどのようなものですか。	別紙2の様式を提出してください。
2-23	添付書類	様式第13の添付書類に記載されている1-(1)から3及び上記のQ&Aに記載されたもの以外に、提出するよう努める必要がある書類はありますか。	キャッシュフロー計算書又はこれに準ずるもの、格付業者の信用格付を取得している場合は取得時期とその信用格付を示す資料については、提出に努めてください。また、それ以外につきましても、必要に応じて求める場合があります。

番号	項目	質問	回答
<b>3. 支援措置の条件・対象について</b>			
3-1	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された特定半導体の生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。ただし、代表申請者と共同申請者で、特定半導体生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。 なお、特定半導体の生産実績がない事業者と生産実績を有する事業者が共同して認定を受ける場合、助成金についても両者は共同して交付の申請をする必要があり、かつ、交付決定を受けた場合は当該助成金に係るNEDOに対する債務は両者の連帯債務となります。
3-2	半導体材料・半導体生産装置	半導体材料や半導体生産装置の生産施設の整備及び生産は、計画や支援の対象になりますか。	半導体材料・半導体生産装置の生産施設の整備及び生産については、現在、対象になりません。
3-3	支援措置の併用について	ツーステップローンは、NEDOによる助成金と併用はできますか。	併用はできますが、支援対象が異なります。計画の認定にあたっては、ツーステップローンは、整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金を支援対象としているのに対し、NEDOによる助成金は特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金を支援対象としています。